

## 愛玩動物看護師に対する行政処分に関する基本的な考え方について（二段表）

<p>愛玩動物看護師に対する行政処分に関する基本的な考え方（案） （令和 年 月 日） 農林水産省消費・安全局長・環境省自然環境局長</p>	<p>獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方 （平成 27 年 10 月 30 日） 獣医事審議会免許部会</p>
<p>1 はじめに</p> <p>（1）愛玩動物看護師は、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、<u>診療の補助（愛玩動物に対する診療の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。）及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対する愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を任務としている。</u></p> <p>（2）愛玩動物看護師に対する行政処分については、愛玩動物看護師法第9条第1項に規定されており、愛玩動物看護師が罰金刑以上の刑に処せられるなどの欠格要件に該当するときには、<u>農林水産大臣及び環境大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ずることとなる。</u></p> <p>（3）<u>農林水産大臣及び環境大臣は、愛玩動物看護師の行政処分にあたっては、獣医事審議会免許部会及び中央環境審議会動物愛護部会愛玩動物看護師小委員会における検討の結果を参考にするともに、当該愛玩動物看護師に行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく弁明の機会等を与え、その者に証拠等を提出させることに</u></p>	<p>1 はじめに</p> <p>（1）<u>獣医師は、飼育動物に関する診療、保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによって、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発展を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与することを任務としている。</u></p> <p>（2）獣医師に対する行政処分については、獣医師法第8条第2項に規定されており、獣医師が罰金刑以上の刑に処せられるなどの欠格要件に該当するとき、獣医師としての品位を損ずる行為をしたときなどには、<u>農林水産大臣が獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることとなるが、近年、罰金刑以上の刑に処せられたことにより、行政処分を受ける獣医師が増加傾向にある。</u></p> <p>（3）獣医事審議会は、行政処分について審議する際には、当該獣医師に弁明の機会を与え、その者に証拠を提出させることにより、公平な立場から事情を参酌し、公正な処分が行われるよう配慮する必要がある。</p>

より、公平な立場から事情を参酌し、公正な処分が行われるよう配慮する必要がある。

また、行政処分の程度は、①その事案の重大性、②愛玩動物看護師に求められる職業倫理、③愛玩動物看護師の業務に関連して国民や社会に与える影響等に応じて判断されるべきである。

更に、愛玩動物看護師の独占業務である「診療の補助」については、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 17 条に規定する診療の一部であり、その業務は獣医師との緊密な連携の下に行われることから、愛玩動物看護師に対する行政処分に関する判断の基準は、原則、「獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方」（平成 27 年 10 月 30 日付獣医事審議会免許部会）と同等とするべきである。

（４）このため、農林水産大臣及び環境大臣が行政処分を決定するに当たっては、以下に示す「行政処分に関する基本的な考え方」に基づいて検討する。なお、この「愛玩動物看護師に対する行政処分に関する基本的な考え方」は、関係者に広く周知していくとともに、愛玩動物看護師の業務に対する国民や社会の信頼を確保するため、愛玩動物の看護を巡る社会情勢の変化等に応じ、必要に応じて見直す。

また、行政処分の程度は、①その事案の重大性、②獣医師に求められる職業倫理、③獣医事に関連して国民や社会に与える影響等に応じて判断されるべきである。

（４）このため、獣医事審議会で行政処分に関する意見を決定するに当たっては、以下に示す「行政処分に関する基本的な考え方」に基づいて審議する。なお、この「獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方」は、関係者に広く周知していくとともに、獣医療に対する国民や社会の信頼を確保するため、獣医事を巡る社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて見直す。

<p>2. 行政処分に関する基本的な考え方</p> <p>(1) 愛玩動物看護師に対する行政処分は、公正に行われなければならない、処分の対象となった行為の事実等を正確に把握した上で判断する必要がある。そのため、農林水産省及び環境省においては、司法による判決の内容や裁判で明らかになった事実、当該愛玩動物看護師の弁明や提出される証拠等に基づき、事案ごとの事情を参酌しつつ、検討を行う。</p> <p>(2) 行政処分の程度については、事案の重大性として、司法による判決の内容を基礎とするが、愛玩動物看護師が業務を行うに当たって遵守すべき法律に係る違反行為、愛玩動物看護師の立場や知識を利用した違反行為の場合は、より厳しい処分の対象とする。その上で、愛玩動物看護師の業務に関連して国民や社会に与える影響等も勘案して行政処分の程度を決定する。</p>	<p>2. 行政処分に関する基本的な考え方</p> <p>(1) 獣医師に対する行政処分は、公正に行われなければならない、処分の対象となった行為の事実等を正確に把握した上で判断する必要がある。そのため、獣医事審議会においては、司法による判決の内容や裁判で明らかになった事実、当該獣医師の弁明や提出される証拠等に基づき、事案ごとの事情を参酌しつつ、審議を行う。</p> <p>(2) 行政処分の程度については、事案の重大性として、司法による判決の内容を基礎とするが、獣医師が業務を行うに当たって遵守すべき法律に係る違反行為、獣医師の立場や知識を利用した違反行為、<u>獣医師に課せられた倫理的又は道徳的な職責に大きく反する行為</u>など、獣医師に求められる職業倫理に反する行為と判断される場合は、より厳しい処分の対象とする。その上で、獣医事に関連して国民や社会に与える影響等も勘案して行政処分の程度を決定する。</p>
<p>3. 事案別の具体的な考え方</p> <p>(1) 愛玩動物看護師が罰金以上の刑に処せられた事案</p> <p>ア 愛玩動物看護師が業務を行うに当たって遵守すべき法律に係る違反行為</p> <p>(<u>愛玩動物看護師法、獣医師法、獣医療法、動物の愛護及び管理に関する法律</u>等に係る違反行為)</p>	<p>3. 事案別の具体的な考え方</p> <p>(1) 獣医師が罰金以上の刑に処せられた事案</p> <p>ア 獣医師が業務を行うに当たって遵守すべき法律に係る違反行為</p> <p>(<u>獣医師法、獣医療法、家畜伝染病予防法、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(旧薬事法)</u>等に係る違反行為)</p>

行政処分<sup>イ</sup>の程度は、基本的には司法による判決の内容等を参考に決定するが、愛玩動物看護師自らが当然に果たすべき法律上の義務を怠り、人や動物の健康を危険にさらす行為については、より重い処分とする。

なお、愛玩動物看護師の「診療の補助」の業務は、獣医師の指示の下で行われるものであることから、診療施設の管理体制や獣医師による注意義務の程度などの事項も考慮して、処分の程度を判断する。

イ 愛玩動物看護師の業務に直接には関係しないが、罰金以上の刑に処せられた事案

(刑法(殺人、傷害、窃盗、詐欺、強制わいせつ等)、覚せい剤取締法、所得税法、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律、道路交通法等に係る違反行為)

行政処分<sup>イ</sup>の程度は、基本的には司法による判決の内容等を参考に決定するが、愛玩動物看護師の立場や知識を利用した事案については、より重い処分とする。

(2) 愛玩動物看護師の業務に関し重大な不正行為等があった事案(愛玩動物看護師に課せられた社会的責務に対する国民の信頼を失墜させるような行為であると客観的に認定できる事案)

行政処分<sup>イ</sup>の対象とするか否か、また、行政処分<sup>イ</sup>の程度については、裁判で明らかになった事実等を参考に決定する。

行政処分<sup>イ</sup>の程度は、基本的には司法による判決の内容等を参考に決定するが、獣医師自らが当然に果たすべき法律上の義務を怠り、人や動物の健康を危険にさらす行為については、より重い処分とする。

イ 獣医師業務に直接には関係しないが、罰金以上の刑に処せられた事案

(刑法(殺人、傷害、窃盗、詐欺、強制わいせつ等)、覚せい剤取締法、所得税法、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律、道路交通法等に係る違反行為)

行政処分<sup>イ</sup>の程度は、基本的には司法による判決の内容等を参考に決定するが、獣医師の立場や知識を利用した事案については、より重い処分とする。

(2) 獣医師道に対する重大な背反行為等があった事案(獣医師に課せられた倫理的又は道徳的な職責に大きく反する行為であると客観的に認定できる事案)

行政処分<sup>イ</sup>の程度は、裁判で明らかになった事実等を参考に決定する。